

平成23年度第6回社会福祉審議会「福祉施策のあり方検討専門分科会」摘録

日 時：平成23年10月24日（月）19時～21時

場 所：ホテル ルビノ京都堀川「加茂の間」

出席委員：岡本義則委員，奥山茂彦委員，源野勝敏委員，菅原幸子委員，関川芳孝委員，仙田富久委員，樋口文昭委員，宮本義信委員，矢島里美委員，山手重信委員

欠席委員：西晴行委員，村井信夫委員

— 開会 —

【事務局】

それでは，第6回，前年度から数えまして12回目の福祉施策のあり方検討専門分科会を開催させていただきます。皆様方におかれましては，大変御多忙の中，御出席を賜りまして，誠にありがとうございます。

まず，本日の出欠でございますが，西委員及び村井委員におかれましては，御都合がつかず，欠席との御連絡をいただいております。

続きまして，資料の御確認をお願いしたいと存じます。

1点目が『市営保育所の今後のあり方について（最終意見に向けた検討資料）』でございます。2点目が『市営保育所の今後のあり方について 第12回要求資料』でございます。3点目が『市営保育所の今後のあり方について（検討資料）に対する市営保育所嘱託医からの意見について』の3点でございます。不足等はございませんでしょうか。

それでは，以後の議事の進行につきまして，宮本会長によりしく願います。

【宮本会長】

今日は最終意見（案）のまとめに向けた議論を行います。議論に入ります前に，事務局から，「市営保育所の嘱託医からの意見について」の説明をお願いします。

【事務局】

アンケートを実施することとした経過でございますが，本分科会におきまして市営保育所の今後のあり方を御審議いただく中で，これまでに，市営保育所で働く職員に対するアンケートを実施するとともに，子育て支援に関係する団体や市営保育所の職員団体及び各市営保育所の保護者会の皆様から意見聴取を行ってまいりました。

これらを行う中で，市営保育所嘱託医連絡協議会の方から，事務局に対しまして，健康診断の実施等，日ごろ，市営保育所に入所する児童の健康管理を行う立場からの意見を述べたいとの御意見がございましたので，各市営保育所に勤務する嘱託医の方々にアンケー

トを実施することといたしました。

アンケートの実施方法でございますが、実施期間は、9月の月上旬から9月30日までとしまして、市営保育所の保護者会の皆様へアンケートを実施した時と同じ資料である「市営保育所の今後のあり方について（検討資料）」を配付しまして、御意見は自由記述とし、郵送等により事務局の方へ御提出いただくことといたしました。

各市営保育所の嘱託医21名中、9名から御提出をいただきました御意見につきまして、個人名の記載につきまして削除させていただいておりますが、その写しをすべて添付させていただいております。

市営保育所嘱託医からの御意見に係る御説明は以上でございます。

【宮本会長】

ありがとうございました。事務局の方からの説明につきまして、御質問、御意見等ございましたら、お願いいたします。

【委員】

以前、保護者会の方々へのアンケートの中で言われてきたことが嘱託医アンケートにおいても大部分を占め、保護者の方の考えをまとめてられているような記述になっていると思います。ですから、今後の審議会におきましては、やはり子ども達を第一に考え、実際にそこに関わる人たちの意見を細部にわたって、10年後、20年後、30年後を見据えたうえで審議を進めていただきたいと思います。

【宮本会長】

ありがとうございました。御意見を賜ったということによろしいでしょうか。他にないようでしたら、前回の会議で委員の方から要求がありました資料の説明及び「市営保育所の今後のあり方について（最終意見に向けた検討資料）」、この2つの説明を受けたうえで、具体的な議論に入っていきたいと思います。

それでは、事務局から説明よろしく願いをいたします。

【事務局】

それでは、前回の会議でそれぞれの委員の方から御要求のございました資料につきまして御説明させていただきます。

お手元の「市営保育所の今後のあり方について 第12回 要求資料」を1枚お開きください。委員の方から御要求のございました資料につきまして、「平成23年度第5回福祉施策のあり方検討専門分科会での資料要求項目」としてまとめさせていただいております。

1ページを御覧ください。

「平成23年度第6回以降の審議スケジュール（予定）」についてでございます。

平成23年度第6回、本日の分科会で御審議いただく内容でございますが、「民間保育園と市営保育所の現状」及び「市営保育所の今後の役割・機能」につきましての御確認と、「市営保育所の今後の配置のあり方とその実現へのプロセス」につきまして御審議をいただくこととしております。

次回、平成23年11月中旬に予定しております平成23年度第7回での審議につきましては、「市営保育所の今後のあり方について（最終意見（案）のまとめ）」を、平成23年12月上旬に予定しております平成23年度第8回での審議につきましては、「市営保育所の今後のあり方について（最終意見）の最終確認」につきまして御審議いただくことを予定しております。

次のページを御覧ください。保育所運営費の制度の概要についてでございます。

上段でございますが、平成22年度の決算額から、児童1人当たりの保育所運営費につきましてイメージ図として表したものでございます。上段が市営保育所、下段が民間保育園に係る運営費となっております。この表の左側の部分でございますが、民間保育園におきましては国負担と市負担となっている部分が、市営保育所におきましては市負担ということになります。一般財源化となった分につきましては、この部分に含まれることとなります。

なお、地方交付税等において、保育所分については社会福祉費の中で算定されておりますが、近年の地方交付税等の大幅な削減により、京都市の一般財源収入、すなわち市税及び地方交付税等は減少傾向となっております。

次のページを御覧ください。管理運営形態ごとの特徴についてでございます。

まず、上段でございますが、公設民営といたしまして、指定管理者制度で委託する場合のメリット・デメリットでございます。

メリットとしましては、「直営による職員人件費と委託料との差額について財政効果があること」「指定先団体に対する市町村の監督権限があること」が挙げられます。

デメリットとしましては、「移管に伴う運営主体の変更により、入所児童及びその保護者等への影響が考えられること」「国からの運営費の補助金がでないこと」「修繕等は市で行う必要があること」「指定期間ごとに管理者を公募するため、運営主体が変更となった場合には、その都度、入所児童及びその保護者への影響が考えられること」が挙げられます。

続きまして、下段でございますが、民設民営の場合のメリット・デメリットでございます。

メリットとしまして、「国からの運営費の補助があること」「施設整備の国からの補助があるほか、修繕等を市が行う必要がないこと」ことが挙げられます。

デメリットとしましては、「移管に伴う運営主体の変更により、入所児童及びその保護者等への影響が考えられること」が挙げられます。

次のページを御覧ください。

就学前児童の状況についてでございます。

行政区ごとに、平成23年4月1日時点の状況につきまして、左から、就学前児童数、市営保育所児童数、民間保育園児童数、その合計数、昼間里親児童数、昼間里親も含めた総児童数、待機児童数の順に記載しております。

要求資料に係る説明は以上でございます。

【事務局】

それでは、お手元の資料「市営保育所の今後のあり方について（最終意見に向けた検討資料）」につきまして御説明させていただきます。

この資料につきましては、これまでに分科会で御議論いただきました内容や、前回の分科会におきまして委員の皆様から御発言がございました御意見を踏まえ、「市営保育所の今後のあり方について（検討資料）」を基にしまして、最終意見に向けた検討資料としてまとめたものでございます。

それでは、修正、加筆等を行いました主な点につきまして御説明させていただきます。今回、修正または加筆を行いました部分につきましては、下線または取り消し線を引いております。

まず1枚おめくり願ひまして、1ページの「I はじめに」のところでございます。中段以降の部分でございますけれども、修正・加筆後の文章を読み上げさせていただきます。

「その後、市営保育所の視察を実施するとともに、実際に利用する保護者の方々やその他の関係団体の方々からの御意見もいただきながら、審議の視点に沿った議論を重ねてきたところである。

本分科会としては、国において、幼保一体化を含めた保育制度改革の検討が現在進められる中、京都市全体の保育のあり方への影響は大きく、その動向を注視せざるをえず、市営保育所の今後のあり方への影響も無視できないものがあると考えている。また、市営保育所の今後についての児童への影響や保護者等の不安に何より十分に配慮する必要がある。したがって、この「市営保育所の今後のあり方について（最終意見）」をまとめるにあたっては、中長期的な観点でのアプローチには限界があるため、おおむね今後の5年間を射程とした。このため、市営保育所の今後のあり方については、取組状況の検証を含めて、数年後に改めて検討する必要があることを付け加えておく。」

続きまして、3ページから14ページまでの部分についてでございます。かなり長いページとなっておりますが、これは「民間保育園と市営保育所の現状」または「市営保育所の今後の役割・機能」に係る部分でございます。これまで掲載しておりましたデータにつきましては、すべて最新の情報に更新させていただいております。なお、これにより、数値の変更はございますが、これまで御説明させていただいた内容の状況が変わるような変化はございませんでした。

また、よりわかりやすい表現となるよう、一部表現等につきまして修正をさせていただいておりますけれども、内容につきましての大きな変更の方はございませんので、この部分

につきましては、説明の方は割愛させていただきたく存じます。御了承願います。

次に、資料の15ページをお開き願います。Ⅳの「市営保育所の今後の配置のあり方とその実現へのプロセス」についてでございます。ここからは大きく記載を加えておりますので、長くなりますが、そのまま全て読み上げさせていただきたいと存じます。

「Ⅳ 市営保育所の今後の配置のあり方とその実現へのプロセス

本分科会において平成19年3月にまとめた「公営施設のあり方及び京都市醍醐和光寮の運営主体に関する意見」の中で述べている「福祉施策における公民の役割」の視点から京都市の保育サービスを見た場合、障害のある入所児童などへの対応や地域子育て支援の中には、当面の間、市営保育所が積極的に取り組むべきであると考えられるものも見られる。

しかし、これらの取組については、すでにその役割を担っている民間保育園が存在することや、保育内容及び年度途中入所への対応においては、民間保育園と市営保育所における実践との間に大きな差が見られないことなどから、現状の保育サービスの大部分は民間保育園において提供できるものと考えられる。

一方で、市営保育所には、当面維持すべき役割・機能のほか、今後の新たな役割・機能の実践が求められるとともに、公務員としての保育士にも、新たな役割の実践が求められている。

これらを考えると、現状において、民間保育園と比べて高コストとなる市営保育所については、これまでに述べた役割・機能を今後、実践していくことが必要であるが、現在あるすべての市営保育所において、当面維持すべき役割・機能のほか、今後の新たな役割・機能の実践を継続していくことが最適であるとは考えられず、民間保育園における実践で十分に対応が可能である、又はより充実できると考えられる場合は、民間保育園への移管も選択肢の一つとして検討する必要がある。

また、これらの検討に当たっては、京都市の厳しい財政状況の下、多様化する新たな保育ニーズに応え、質の高いサービスの提供を図るために、最小の費用で最大の効果を得る視点に立って、現状の保育サービスの提供体制を見直し、これにより生まれてくる財源を京都市の子育て支援サービスの充実に積極的に活用していくことも考慮すべきである。

1 市営保育所の今後の配置のあり方について

現在ある市営保育所の市内の設置箇所は、かつて地域の保育ニーズが増加する中で、運営を委ねる民間の社会福祉法人等が少なかった時期に開設されるなどの歴史的経過によるもので、地域的な疎密が見られたり、併設保育所の外に単独乳児・幼児保育所が存在するなど、今日時点から見れば、必ずしも一定の考え方での配置ではない。

しかし、これまで述べた役割・機能を今後実践していくうえでは、京都市の厳しい財政状況の下で新たな設置は困難であるとしても、現在の配置をできるだけ生かし、市内にバランスよく設置されていることが望ましい。

現在、市営保育所は、民間保育園、児童館、小・中学校、主任児童委員、また福祉事務

所や保健センターなどと共に、行政区レベルの子育て支援のネットワークを構成しており、子育て家庭の孤立化や児童虐待の未然防止が大きな課題となっている。今後は、地域ぐるみで子育て家庭をサポートする取組の充実がネットワークの構成員のいずれにも求められるところである。

こうした中で、特に、16箇所の市営保育所で実施している地域子育て拠点事業については、福祉事務所や保健センターと連携した一体的な支援を充実する観点から、福祉事務所の子ども支援センターの体制充実、市内のバランスのとれた実施箇所への改善や実施体制も含めて、今後の事業のあり方を検討・実施するべきである。あわせて、公・民全体による取組を展開する観点から、公の担う役割を、例えば、保育所(園)に入所していない3歳未満の乳幼児を養育する家庭の育児相談等のための家庭訪問など、アウトリーチ型の事業に今後は主に位置づける一方、そのほかはできるだけ民間保育園の積極的な取組にも委ねていくことを視野に入れるべきである。

以上を踏まえたうえで、それぞれの保育所に即して、なお、民間保育園における実践で十分に対応が可能である、又はより充実できると考えられる場合、例えば、単独乳児・幼児保育所については、6年間を見通した保育の実現を図る観点、また市南部や中心部の市営保育所の比較的集積している地域については、周囲の民間保育園への年度途中の入所や障害児のある児童の受入れなどに関する影響の相対的な少なさを考慮し、民間保育園へ移管していくことも検討するべきである。この場合、移管に伴い、受入対象年齢の拡大や定員枠の増加などを図り、保育ニーズに応じていくことにも配慮する必要がある。

2 配置のあり方の実現へのプロセスについて

「I はじめに」も述べたように、この最終意見は、おおむね今後の5年間で射程としている。

したがって、市営保育所においては、民間保育園と協働して、当面の間において引き続き有する役割・機能を実践していくとともに、今後の新たな役割・機能の実践も積極的に進めるべきである。特に、広く地域の子育て家庭を支援する取組の充実については、現下の児童虐待の深刻さなどに鑑みると、速やかな着手・実行が求められる。あわせて、民間保育園における取組の充実がこの間に図られるように、京都市は財政支援も含めた取組を検討するべきである。

一方で、市営保育所の民間保育園への一部の移管も検討しなければならないが、実施に至るまでには、何より入所している児童への影響、またその保護者等の不安の軽減・解消を念頭において、できるだけ十分な時間を確保し、説明責任を果たしていく必要がある。また、実施にあたっては、京都市の職員である保育士の定年退職等の自然減の動向はもちろんである。また、バランスのとれた保育士の年齢構成の確保や知識・経験の世代間の継承なども考慮に入れるべきである。なお、保育士については、その専門性を保育所以外の子育て支援の関係行政機関で生かしていくため、その職域の拡大を積極的に進める必要がある。

3 民間保育園への移管を実施する場合に求めることについて

現状の市営保育所は、これを利用する保護者等から高い評価を得られているところであり、それらの保護者会からの意見等をみると、民間保育園への移管による職員や保育内容等の変化に対する不安の高さなどから、市営保育所の民営化に対して反対の意向を示されているものも多い。

このため、民間保育園への移管を実施する場合は、入所する児童への影響を何より考慮するとともに、その保護者等の意見をできる限り尊重する必要がある。また、周辺の民間保育園への年度途中の入所や障害のある児童の受入れなどに関する影響にも配慮すべきである。さらに、移管に至るまでの日程、移管先の選定方法及び移管先への保育内容の引継ぎなどを盛り込んだ基準を明確にし、広く市民に対して事前に公表するとともに、移管の対象となった市営保育所に児童が入所する保護者等に対する説明会を十分に開催するなど、民間保育園への移管に対する不安の解消に向けた努力を最大限行うべきである。」

私からの説明は以上でございます。どうかこの場の皆様方の積極的な御議論をよろしくお願ひします。

【宮本会長】

ありがとうございました。それでは、まずは最初説明をしていただきました要求資料の内容につきまして御質問等ございましたら、お願ひをいたします。

【委員】

すみません。就学前児童の状況につきましては、私がお願ひした資料でございますが、この意図はですね、それぞれの地域の中で公立園と民間園との受け入れの差がどれくらいあるか、その地域の中で公立園と民間の園がどのような形で園児を受け入れ、その役割を果たしているのかということを知りたいと思ひましたので、お願ひをさせていただいたんです。

けれども、非常にざっくりとした資料で、私が思っただけのようなイメージでの資料ではございませんので、私の意図するところがなかなか読み取れませんでした。就学前児童というのは、結局幼稚園に通っているお子さんを含めての就学前というふうなことで、就学前児童から現在保育園を利用しているお子さんの数を引けば、幼稚園に通っているお子さんだと読み取れるんですけども、その年齢はどうなのか、非常に読み取りにくい資料でございました。私自身、分析ができませんでしたので、できればもう少し適材配置と言うんですか、その辺を考えていくうえで、詳しい資料が頂戴できればと思ひました。

【宮本会長】

ありがとうございました。事務局の方、いかがでしょうか。

【事務局】

今の委員の御質問，例えば幼稚園の関係も含めまして，再度その辺を調整させていただいたうえで，お出しさせていただきたいと思います。

【委員】

同じようなところを聞かせてもらうんですけども，待機児童は4月1日時点で118名ということになっておるわけですけども，この年度に限らず前年度の実績からでも結構ですが，4月1日時点から，あるいは7月時点，あるいは11月時点とかですね，この月日を経るにしたがって，この待機児童がどのように変わっていくかという傾向だけでも聞かせていただきたい。

【事務局】

待機児童数につきましては，毎年4月ならびに10月の2回集計とさせていただいてますので，その分でしたらお出しすることは可能でございます。

【委員】

私もちょっとわからなくなった点があります。と言いますのは，この就学前児童数というのは当然その行政区に住んでいらっしゃる世帯に属するお子さんだと思うんですけども，市営保育所児童数や民間保育園児童数，さらには昼間里親，さらには今日御論議のあった幼稚園などが出てきた時に，必ず，その行政区に住んでおられるお子さんの数が出てくるのかというあたりがちょっとわからないんですけど，今回の資料がそこらをちゃんと整理されて出しているのかどうかについても伺いたいし，委員がおっしゃるのはそういう行政区の区域を超えて通ったり受け入れたりしていることも見たいとおっしゃっているのだと思うんですけど，その辺が技術的にも可能なのかも，お伺いしたいと思います。以上です。

【宮本会長】

事務局の方，よろしくお願いします。

【事務局】

ただ今の御要求でございますが，区ごとの住所に基づいた人数になっているかということでございますが，そうではございませんで，各保育所の入所児童数ということでここでは書いております。ですから住所で分けられないかという御趣旨かと思いますが，そういう統計数値をとっておりませんので，ちょっとそれにつきましては物理的に大変厳しいものがございますので，御容赦いただければと思います。

【宮本会長】

よろしいでしょうか。他にございませんようでしたら、続いての議題へと進めさせていただこうと思うのですけれども、よろしいでしょうか。

本日を含めまして後3回の審議の中で最終意見をまとめていくこととなりますので、今後の配置のあり方とその実現へのプロセスに係る検討を中心に今日は議論をすることとなりますが、この検討資料の目次を御覧ください。

I, II, IIIまで、これは内容確認です。先ほど事務局から説明していただきましたように、多くは私達が繰り返し確認し、コンセンサスをほぼ得ている箇所でもあります。ただ、「はじめに」のところを修正一部しております。特にIの「はじめに」の内容確認、そしてIVの「市営保育所の今後の配置のあり方とその実現へのプロセス」、これを2つ分けまして、これから話し合っていきたいと思いますが、いかがでしょうか。時間配分はもちろんIV以降を中心にとということになりますが、よろしいですか。

では、I・II・III、とりわけ「はじめに」のところ等の内容の再確認ということで御意見等ございましたら、よろしく願いをいたします。

【委員】

今回、この最終検討資料というのをいただきまして、いろいろ修正されてきておるわけですけど、私は特にこの11ページの「1 保育内容」というところで、どうしても入れておかなければならないのは、保育の質の問題であろうかと思えます。市営保育所はどういう形に最終的になるかわかりませんが、仮に民営化の方向が出てきたといたしましても、やはり保育内容は落とさないようにしなければならないというのは、これは前提条件になってくるのではないかと思います。

そういった意味で、保育内容・保育の質を担保するには、第三者評価が一番わかりやすく、しかもこれは適切な評価をする手段であるとは私は考えています。そういったことを踏まえて、京都市保育園連盟がポイント制を昨年度から実施している訳でありますけども、情報公開とか苦情処理とか人事評価制度、さらにまた職員研修等を充実させていくことは保育の質を担保し、ポイントがそこに付けられるということにもなり、そして職員のやる気を引き出す大きな要素になったのではないかと考えています。

こういったことと、それから未就園児家庭の支援対策、特にステーション事業等をきめ細かく行うことによって、未就園児の支援は民間園もしてきたことで広範囲でカバーできてきたと思ってきたわけですが、実はこういったもろもろの問題において、私ども保育園連盟は、このポイント制をうまく活用しながら、保育の質を維持する、担保する仕掛けとして我々は取り組んできたわけでありました。

しかし、残念ながら市営保育所におきましては、こういった制度をまだ取り入れるような状態にはなかったわけですが、今後民営化され、あるいはどういう形にされていくにせよ、第三者評価制度をやっぱり活用すべき、取り入れるべきではなかろうかと思っ

ています。こういった文言がこの中には入っていないわけでありますので、私は入れておくべきではなかろうかと思えます。

横浜あるいは大阪等の民営化の過程の中でも、民営化されればその何年か後には必ず第三者評価を受審するというのが義務付けられています。それだけ重視されていることだと思いますので、その辺は十分考えておくべきでなかろうかと思っています。

それから障害児の問題で、あまり我々の方は繰り返すつもりはございませんけれども、民間園が3割くらいは障害児を受け入れていないと書かれております。数字の上では事実であろうと思うんですけれども、しかし我々民間園は、障害児を入所させて、そして市の認定を受けるということで文書で申請している訳でありますけれども、実際には1,200件ほど出したにもかかわらず、490件ほどは却下されている。ところが市営保育所は、400余り出した件数の中、たった19件しか却下されていないということで、ここに非常に大きな判定の問題があるわけでありますから、我々は、この辺はちゃんとしておいてもらわなければならないと思えます。

これは保育園連盟においても、障害児委員会で非常に論議になったわけでありまして、これらのハンディについては、今後の健全な保育を行う上で、どうしてもちゃんと評価してもらいたいというのが、我々の希望であります。以上です。

【宮本会長】

今の御意見に関しまして、あるいはその他にございましたら。

【委員】

今、発言されたことと同じことを私どもも考えました。この民間園の立場、もちろん公立園が大変よくやってらっしゃるというのも承知した上で発言させていただくのですけれども、やはり配置基準の違いが大きく数字の中では表れていると思っております。民間園は申請をしても認められないケースが大変たくさんある。それは委員が御発言されたとおりでございます。

ですから、この3割の中身がどういうものなのかがちょっとよくわからないのですけれども、申請したけれども認められることがなかったというケースも含めての3割であるのか、全く私どもの園は障害児を受け入れません、とおっしゃっている3割なのか、その辺を少し教えていただければと思いました。もし申請したけれども認められていないケースも含めての3割であるならば、少し表現を変えていただく方が良いのかなとも思いますし、今までの民間園は、やはりその加配が有る無しにかかわらず、目の前に障害を持っているお子さんがいれば受け入れる、保育していくというのを使命としながらやってきた経過がございますので、少しその辺の表現にこだわっております。

【宮本会長】

文言修正、表現のあり方をめぐっての御意見ですね。他にいかがでしょうか。

【委員】

私も同じ考えで、保育内容についてももう少し書き込んでいただく必要があると思っております。

11ページでございますけれども、「いずれの運営形態をとろうとも最低基準である保育所保育指針が掲げる保育の実践は十分に可能である」のは言うまでもありません。しかし、市民である利用者の方に対して調査をし、それについて非常に丁寧になぜ公立保育園の保育の質が好ましいと考えているのかについて、語っていただいております。あの内容については、前回ここに反映させていただけないかとお願いしているわけですが、残念ながら触れられておりません。是非ともこの保育所保育指針が掲げる保育の実践は十分に可能であるんですけれども、市民である利用者の方が高く評価している保育の質の部分については具体的に例示で結構ですから触れていただいて、今後とも市営保育所、あるいは16ページで「民間保育所へ移行していくことも検討すべき」というふうに踏み込んでありますので、民間に移管した場合であっても、これを落とさず、さらに高めていく努力が必要であるとした上で、第三者評価に繋げていただければと思います。

【委員】

さっきの先生方とだぶるところもあのですけれども、市民公募委員として参加させてもらっている立場から、申し上げたいと思うんです。

今日もたくさん傍聴の方がお見えになっていますし、その中には直接の利用者であるお子さんもたくさんおられて、この前で私達が次代を担う子ども達をどう育てていくのか、この論議をするということで本当に身の引き締まる思いであります。

あと何十年して、この子ども達が立派な大人になった時に、あの時の委員は何を論議していたのかと言われることのないように、子ども達の権利が活かされるような論議をしていくべきだろうと思います。

その辺でいくと、先生方がおっしゃった保育の質の問題はまさにそのとおりで、どれだけ書き足していただいても書き足りないところは無いんじゃないかなと思うところです。

私の思いを少し申し上げさせていただくと、まず冒頭のところに子どもの権利条約のことに触れていただいて、これは大変ありがたいことだと思います。しかし、触れていただいているだけではなくて、全ての中身のところで、本当に血・肉が通った表現になるような配慮をさらにお願いをしたいと思います。

それから、もう一点私が申し上げてきた、直接利用者であります保護者の方の御意見を聞いて欲しいということで、これも委員がおっしゃったように、前回に拝見した膨大な中身のある御意見を頂戴したんですけれども、それを読ませていただくと、今回の案の17ページのところに、確かにそのような意見があったと触れられてはいるけれども、京都市営

保育所保護者会連絡会からの要望書も含め、これらに対して京都市がどんなお答えをされたのか、される予定なのか全然伺ってないんです。とすれば、この不安や御心配が払拭されたとはとても思えない。であるとすれば、ちょっと私が申し上げていた意見を聞いてください、という意味は聞きっぱなしということではなくて、傾聴するあるいはその意見を取り入れて政策に生かしていくことだと思って申し上げてきたのでありますから、まだやっぱり時期としては不十分だろう、そういう努力を事務局としていただきたい、これが市民公募委員としての意見です。従って、今回のIVのところでは書かれている内容については、いかにも、あまりにも踏み込み過ぎではないかな、というふうに私は思います。

【委員】

第三者評価の視点を保育の現場にも入れていかないと、ということですが、いつもお話してまわすのは、私自身は高齢分野の人間なので、特に特別養護老人ホームとか介護保険の事業なんですけれども、待機者をたくさん抱えています。はっきり言って待機者が多いです。ということはお客さんがたくさん待っていてくれるサービスなんです。そうすると、利用者の決定であつたりとか、それからサービス、家族会であつたりとかいろんな方達がサービスに寄り添っていただいて評価を普段されているんですけれども、どちらかと言うと圧倒的に密室の時間が多いので、私達のケアの質というのは、私の親が利用している事業所のケアの質が高いのか低いのかどうなのかということを知る術がないんです。

そういった全てが第三者評価で分かるわけではないんですけど、先生の方からお話が出たので、敢えて15ページまでの部分で、公設も民設もサービスの質については一緒だと思うんです。これはユーザー評価と言うんですか、特に子どもさんもそうなんですけれども、親御さん達にしてみると同時に複数の園の親になるということは稀な話であつて、ほとんどは今利用している保育園とのお付き合いしかないわけなんです。そうすると、ここの資料にもありますけど、右京でしたら現状でも40何名ほどの待機があるということになってくると、やはり利用者側からすると、やっと入れたとか、入らせていただいたという状況です。

サービスの質のこととかでちょっと苦言を言うことに対しては躊躇するというような場面も多々あるのかなと思います。要は第三者評価というのはほとんどアウトカムではないので、プロセスでしかまだ評価はしていませんけれども、少なくともアドバイスレポート等で書面化した特徴とか、取り組んでいる姿勢とかもかなり開示が可能です。

あともう一点は、今までの議論でもそうですけれども、職員さん達の雇用の実態とか処遇面とか研修の状況とか、これもある意味プロセス評価として大きいんですよ。やはり我々も介護労働の現場でしたら、基本的な労働基準法に関わるようなことの遵守であつたりとか、そういったことが再度言われているような状況があるということになると、やはり一定高い処遇を受けている職員さんは高い質を求められているという、全てがイコールではないんですけれども、そういったことも想定されるわけで、いわゆる経営実態も含めて、

それから職員処遇のことも含めて、研修のことも含めて言えば、親御さんであろうとおじいちゃんであろうと、地域の保育所の近所の住民であろうと、知ろうと思えばうちの近所の保育園、公設・民設どちらであったとしても、こういう努力をされていて、こういう運営努力もされているし、経営努力もされているし、逆に言えばこんなことに困っているというようなことを開示していく。それを市全体で、子どもを抱えている親だけの問題ではなくて、やはり地域であったり京都市全域で民も公も一緒に考えていかないといけないというようなところを、さっき言われた第三者評価の部分で、なんとか私も入れていただければありがたいなと思いました。

【宮本会長】

御意見として賜りました。これを踏まえさらに原案を精緻化させていく方向で進めていければというように思っております。

【委員】

原案の1ページの中段、先ほど読み上げていただいたところですけど、「その後、市営保育所の視察を実施するとともに、実際に利用する保護者の方々やその他の関係団体の方々からの御意見もいただきながら、審議の視点に沿った議論を重ねてきたところである。」と書かれております。私は審議を重ねてきたとは今の現状では言えないのではないだろうかと思っておりますので、この保育園の保護者会連絡会の御意見に対して、どう京都市が対応されるのかを少し御説明いただくこと必要があるのではないかなと思っております。

【宮本会長】

それではIVのまず15ページ以降ですね。できましたら、何ページのどのパラグラフ、どの箇所というふうに指摘をしていただきながら御意見を賜ればというように思います。いかがでしょうか。

保護者会の御要望につきましては、この後でと考えておりますので、よろしく御了承いただきますようお願いいたします。

【委員】

15ページの中段のところを御覧ください。

「当面維持すべき役割・機能のほか、今後の新たな役割・機能の実践を継続していくことが最適であるとは考えられず、民間保育園における実践で十分に対応が可能である、又はより充実できると考えられる場合は」云々と、ここの表現ですけれども、私だけが感じるのかどうかわかりませんが、日本語とし体裁を整えていないということです。

つまり前半で断定していますよね。「最適であるとは考えられず」と書いているのに、後半には「考えられる場合は」と。どっちなんですかと聞きたい。ですから、ここは「考え

られる場合」と言っているのはいかにも自信がない表現で、どちらとも言えるということなんでしょうから、少なくとも「最適であるとは考えられず」と決め付けるのは、審議会意見としてはいかがなものなのかなと思います。

それからそのページの本文の一番下のところですけれども、「これにより生まれてくる財源を京都市の子育て支援サービスの充実に積極的に活用していくことも考慮すべきである。」という表現です。ここについては、極めて弱いと思います。なぜかと申しますと、私が申し上げている国連の子どもの権利委員会は、我が国の社会保障費の中で、家族関係給付費の割合が極めて低いということを国に対して指摘している訳ですから、生み出された財源のおこぼれをもらうかのような、このような表現では全く間尺に合わないと思いますし、もちろん民営化するのがどうなのかというところもあるんですけども、少なくともここで書くのであれば、「少なくともその全ては」とかというような表現にされるべきではないかと思います。

それから、そこの関係なのですけれども、17ページの2番目のパラグラフです。「一方で、市営保育所の民間保育園への一部の移管も検討しなければならないが、」と書いてあるんですけども、先ほどのところに書き方との関連でいくとここでなぜ「検討しなければならない」となるのかが理解できません。少なくとも、先に述べた移管も選択肢の一つとして考えられるのであれば、というようなところが付かないと、このような断定については語弊があるのではないかと思います。

それから民間保育園への移管についてなんですけれども、質問もさせていただいていたんですけども、ここで言う移管はどちらなんですか、ということについて、受け賜っているところによると、民設民営を意図していらっしゃるような流れかと思うんですけども、文書上移管とは何なのかということについてはっきりお書きにならない、審議会ですから、説明を受けて書いて行く必要があるのではないかなと思います。そうでないのであれば、指定管理者方式での民営化を図るんだということを、はっきり審議会として意見を言うていく必要があるのではないだろうかと思います。

【宮本会長】

御指摘ありがとうございました。特に事務局の方からお答えいただくという点はよろしいでしょうか。ではお願いします。

【事務局】

まず最初にお断りしておきたいのは、冒頭申し上げましたように、この資料については、皆様方のこれまでの御意見を踏まえてまとめたつもりでございますので、我々、京都市の考えを必ずしも述べたものではないということを付け加えておきたいと思っておりますので、皆様方の御議論をこの場でお願いしたいと申し上げたところです。

個々述べられたことの中で、字句の訂正等については書かせていただきたいと存じます

けれども、その他あったことにつきましても必要あれば御修正願いたいと思うものであります。

【委員】

15ページの下の方で、「最小の費用で最大の効果を得る視点に立って」という表現があるのですけれども、確かに今までのこの委員会での議論の進み方を見ておきますと、公民格差であったりコストの問題であったりというのに大変時間を割いて議論をされてきたと思うのですが、実際に最小の費用で最大の効果を得るというのは、それはそうなんだろうとは思いますが、このコスト論だけで論じられるように思われてしまうと、大事なことが見失われてしまうような、子どもにとっての最善の利益であるとか、全ての子どもにとってどうなのかといったようなことが見失われてしまって少し残念な表現になってしまうのではないかなと思います。

【宮本会長】

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

【委員】

16ページでございます。市営保育所の今後の配置のあり方についての部分でございますけれども、特に市営保育所がこれからどういうネットワークを公・民の関係で作っていかねばならないかが今後の保育所のあり方、あるいは配置に非常に重要な役割意味を持つと考えて、9回、11回で私は発言させていただいたところでございます。

これについて、他の委員の方々が積極的に違う意見をおっしゃられたという記憶はないので、ここの意見は私の意見をまとめていただいたものだと考えて、もう少し明確にしていきたい。

趣旨は大変丁寧に汲んでいただいておりますけれども、もう少し明確にしていきたい部分が3点ほどございますので、それを発言させていただこうと思います。

まず、3段落目の「現在、市営保育所は…」という部分でございますけれども、「児童虐待の未然防止が大きな課題となっている」、そのとおりでございます。そして、「今後とも市営保育所はこれらの機関団体と協力し、公・民一体となって地域ぐるみで子育て家庭をサポートする取組の充実が求められているところである」というのが私の趣旨でございます。もし私の趣旨を汲んでいただいているのであれば、そのような形でクリアな表現にしていなければなというふうに思います。これが一点でございます。

そして一般論を述べた上で、特に私は11回でこの現在市営保育所が行っている地域子育て拠点事業の今後のあり方についても述べさせていただきました。これについては、やはり、「拠点事業については」の後で、「市営保育所が」という表現があった方が、より趣旨がクリアになると思います。「福祉事務所や保健センターと連携することにより、拠点事

業を通じて一体的な支援が充実できるという観点から、市営保育所との連携による福祉事務所の子ども支援センターの体制充実」というふうに展開していただいた方が誤解なく市民の方に読んでいただけたらと思っています。文章は非常に難しい表現になっておいて、主語がないため、なかなか読みづらい文章になっておりますので、そこをもう少し明確にさせていただきたい、というのが2点目です。

最後になりますけれど、「あわせて…」のところではありますが、「公・民全体による取組を展開する観点」ですが、この「公・民」というのは今まで市営保育所と民間保育園という表現で限定してきた部分が、「公・民全体」という表現というのは、「公」の部分はおそらくは市営保育所だけではなくて、行政組織全体、中でも福祉事務所や保健センターを含めた公なんだろうなという意味で、そして民の部分は民間保育園だけでなく、主任児童委員やNPOの方々まで含めた「民」なんだろうなというふうに思って読みました。

この「あわせて」の部分のあたりはおそらく「地域子育て拠点事業については」という部分を受けて「あわせて」ということなのでしょうね。一般論で公民全体の話ではなくて、あくまでも今の拠点事業をどう展開し、それをベースに今後の配置のあり方を考えるかというふうなくだりとして読んだ場合には、やはり主語は、「公の担う役割を」という部分は「市営保育所の公の機関として担うべき役割は」というふうに明確にさせていただいた方が良いかなと思います。

そして、例えばということでアウトリーチを挙げておいていただいておりますが、私の発言の趣旨は4点ほどあって、「地域づくり」、「調整」まで含むものとして、「相談事業一般」「地域づくり」、「調整」と広い役割を述べさせてもらっていますので、この育児相談でアウトリーチ型、訪問型の育児相談だけが市営保育所の役割で、あとは民間ですよという読み方をされると困るので、もう少しこの例示を増やしていただければと思います。以上でございます。

【宮本会長】

確かにアウトリーチ型の事業に特化されたという読み方できますよね。ありがとうございました。

【委員】

16箇所の子営保育所の地域子育て支援拠点事業については、このできた経過がおかしいということを過去に何回か申し上げましたけど、それはちょっと横に置いておきまして、私も民間保育園は、確かに今は在園児の保育で精一杯でそれ以上の在園児以外の地域の子どもまで実態としては手が回らないということがあります。

しかしながら、地域で育つ子は全て保育の対象だという思いをずっと持っているわけでありまして、よその学区まで行くことはできませんけれども、自分のところの学区で非常に問題家庭があるとか、あるいはなかなか出てこれない、そういう家庭があればなんと

か支援していきたいなということで、できるだけステーション事業で呼びかけをしてきたわけでありまして。そういったことで私どもではステーション事業を1回やれば20組くらいの方がいつも来られるわけで、1時間半あまりのステーションで、園庭開放とかいろんなことで過ごして帰って行かれる。

ところが、実際には孤立した親はあるらしいんですが、なかなか実態がわからないというのが正直な話でありまして、またそれをわざわざ探しに行っている時間は我々の園にはないけれども、しかしそういった地域の未就園で孤立した親、あるいは障害児の親、そういったところをなんとかフォローしたいなという気持ちは我々もずっと持っているわけでありまして。その辺をもう少し役所の方がいろんな情報を出して、「ここにこんな人がおりますよ」と、そういうふうなことが示してもらえれば、我々もその家庭にまで行ってでも、一度ステーションに来られませんか。

ところが個人情報の問題で名前を言えませんということをおっしゃられたこともありました。そういった意欲はこの16箇所の拠点事業だけではなくて、地域からちゃんとしていこうという気持ちを、我々民間園も持っているわけでありましてから、少しそういった点を文章の中にも、もうちょっと、民間園も積極的に関わって行くということを入れて欲しいなと思っております。

【宮本会長】

例えば、今こう指摘されたどの箇所に、例えばどういう文言で、ということになれば、いかがでしょうか。突然申し訳ないですけども。

【委員】

16ページの真ん中の下線が引いてあるところの「そのほかはできるだけ民間保育園の積極的な取組にも委ねていく」ということを、地域も委ねていくというぐらいの表現を入れていただければと思います。そうしたら、我々もしっかり責任を持ってですね、地域をカバーしていくという意欲を持つと思うんです。

【宮本会長】

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

【委員】

すみません、17ページの上段の上から3行目なんですけど、「特に、広く地域の子育て家庭を支援する取組の充実については、現下の児童虐待の深刻さなどに鑑みると、速やかな着手・実行が求められる。」っていうふうにあるんですが、特に児童の虐待の深刻さに関して、「速やかな着手」とか「実行」と書いてあるんですけども、具体的なことが書いてないので、この辺のところ何を速やかに着手していくのか、何を実行していくのかという

ところをもう少し具体的に述べられる方が、特に今虐待が増えてきているという現状を鑑みますと、具体的な表現をここに書き込んでいただける方がより具体的に進行していくかなとは思いますが。

嘱託医からの御意見の方からも、例えば、心理の巡回もあるそうですが、可能ならもう少し回数を増やす方向に、というような御意見も出ているくらいですから、そういうのは心理職の配置が現に必要なのかどうかというところも十分調査していただいて、具体的に何を着手していくことが虐待対策になっていくのか、よりわかりやすくなると思います。

【宮本会長】

ありがとうございました。これについては事務局の方、特によろしいですか。

【事務局】

一点申し上げますと、委員の方からお話がありました、16ページの上から3段落目下から3行目のいわゆる「アウトリーチ型の事業に今後は主に位置づける…」、この分については例示をもっと広げるべきというのはおっしゃるとおりでして、思いは同じでございます。

その後の文章については、実は委員のおっしゃっている意味を指しているところございますので、いずれにしてもその辺りを具体的に書くべきなのかなと理解したところでございます。

また17ページの方で委員の方からお話ございましたが、私どもも今申し上げたところを速やかにすべきではないかということをお願いしたかったということです。ここで書かれていますのは、市営保育所などにおける取組を速やかに着手・実行すべきだという意味合いで書かせていただいているところでございます。

【委員】

随分前に、市営保育所はもうこれ以上作らないということで、特にこの拠点事業の時に私が何回か質問しましたね。それで私の住んでいる西京区にはないということで、隣接する市営保育所の方が私達の地域まで対応していただくということで、それは現状の話なので、それはそれでありがたいなと思うんですけど、ここの16ページで、市営保育所は作らないけども子育て支援の拠点事業というのは大事だとここに書かれたとすると、市民からすると、やっぱり拠点というのは自分達の身近な生活の場なんです。

また、全然話が違いますけど、地域包括支援センターが市内に61箇所あって、私はその協議会の会長をさせてもらってるんですけど、大変苦戦しています。というのは、全てが民間法人で、特に保健師とか社会福祉士とか主任ケアマネという専門職を置いて、地域の相談対応をしているんですけども、その中で保健センターの保健師さんに手伝ってこないかとか、ラブコールとかがたくさん出ています。やっぱりそういった行政の方達の

ノウハウを我々民間で受けてるけれども、一緒に連携していきたいというは未だに根強いんですよ。

元に戻りますと、この拠点事業が市営保育所の今の役割・機能の中ですごく果たしていただいているというのは当然わかっているんですけど、そしたらそれをどのような形で民間保育園とか、市民の児童委員さんとか地域の学校とかと連携していくということになった時には、例示でも良いので、例えば市営保育所が無い地域については、先ほど委員がおっしゃっているように、ノウハウとかそういった最低の標準的な取組の行政指導はもちろん作られたうえで、先駆的にそういった地域からは民間法人にモデル的に委ねていくことが必要です。

行政との連携がうまくいっても、手挙げ方式になってきますので受ける民間法人は限られてきます。これは止むを得ないんですね。我々高齢でもそうです。全ての介護事業所が地域包括支援センターになるわけでももちろんないですし、そういった時に保育園連盟さんの中でどうされるかはわかりませんが、そういったことにも地域支援とか子育て支援していこうという法人さんに委ねていってもらって、それをこの5年後、10年後でも良いので、やはり公営保育所のあるべき姿を検討する中で評価に入れていく。私はいつも言うのですが、拠点というのは地域にあって欲しい。そうするとそこには緊急避難の受け入れができたとか一時的に対応できるような保育園があるとかを父兄は期待するのではじゃないかと思うので、是非このところに民間のモデル的なことも含めて支援事業というのはしっかりと京都市としてやっていくんだというところに、もう一工夫入れてもらえたらありがたいと思います。

市営保育所を増やしてくれとはもう言いませんので。なんとかそういう表現も入れて欲しい。

【宮本会長】

ありがとうございました。拠点事業を民間にモデル事業として長期的なスパンで委ねていくというのも一つの方法ではないか、という御意見でした。

事務局の方、この件につきましてよろしいですか。

【事務局】

一つだけ付け加えさせていただきますと、先ほどの段落のところ（16ページの4段落目）の4行目のあたりですけど「市内のバランスのとれた実施箇所への改善」ということを書かせていただいているのは、実は前回までの委員等の御意見もちょっと念頭に置いたんですけど、どうしても市営保育所の配置というのは、この本文の中でも述べておりますように、いろんな経過の中でやったもので、必ずしも一定の考え方でできているというわけではございませんので、右京の本所区域、西京区域にはございません。

それから子育て地域拠点事業につきましても、右京・西京以外にも無い区があるわけで

すね。山科区は公営ではやっていない、一方では南区では3箇所あるというアンバランスが生じているというのも皆様方御存知のとおりでございまして、この辺りをどう考えていくのかといった場合には、ここから先、市営保育所のあり方をちょっと超える部分もございまして、ここで問題にしておりますのが、広く虐待防止等の取組ということでございまして、全体として行政機関の中で、公営保育所の役割も考えて行くということでなかなか踏み込みにくいという点もございまして。

私ども、全体としましては、福祉事務所の強化ということも兼ねてから申しておるところでございまして、そうした中であわせて考えるものでございまして、必ずしも公営保育所だけで考えていくのはふさわしくないのではないかなと考えているところでございまして。これは京都市としての意見を言わせていただきます。

【委員】

全く私も同じ意見です。

【宮本会長】

わかりました。他にいかがでしょうか。

すでにコンセンサスを得ているところではありますが、この委員会、分科会につきまして、12月の14回目です、分科会をもって一応の意見具申というかたちで持って行く、そのためには本日におきまして、できるだけ多くの御意見をいただきまして、一つ一つ確認し、まとめていく方向に持っていくことができれば、その思いを進行係としては強く持っているような次第です。是非御意見を賜ればというように思います。

【委員】

16ページの、今事務局の方で御説明していただいた「市営保育所の今後の配置のあり方について」というところの、最初の文章の後半部分に「市内にバランスよく設置されていることが望ましい。」という表現がされていますよね。この15ページまでのところの資料の中に、場合によっては、今現在の市営保育所の配置状況を市内地図に落としこんでもらったらわかりやすいのではないかと。

そうなった時にさっき言われているように、今までの経過があつてのことなんですけど、行政区の中にいくつか割り固まりと固まってある地域があつたりとか、そうでない地域があつたりとかするのも見えてきますよね。その中で公営保育所の今担っている重要な問題も今は大切なことなんですけど、ここに書いてあることで「市内にバランスよく設置されていることが望ましい。」ということになると、市のやっている機能を将来的に民間に委託する場合は、できたら市営保育所が3つある行政区の方から一つそういった形をお願いしたらどうかというようなことも示唆した文章ではないかなと取れるわけなんです。だから配置状況を出してもらいたい。

たぶん皆が思っていることは、コストの話はずっと議論してきたんですけれども、例えば集中した複数箇所ある事業所を民間に将来もし移行したとしても、やはり今の市全体の保育の水準を上げる取組があつて欲しいということであつたりとか、それから個々のコストの話をしてきましたけれど、京都市全体としての子育て支援にかかる全体コストを誰も下げて欲しいとは言つた覚えはない。やはりそういったことで有効に民間に委託されて質も担保しながらその今の財源が維持されてほしい。

さらに我々働いてくれる人が少ない介護の現場なんかからすると、保育に困らないかたちで十分に社会参加してもらえるようにしたい。だからこのバランスよく配置ということには、そこまで読み取れる部分もあるのかなというように思いますので、言えばバランス良く配置して減らすからコストを減らすということがイコールというふうに取り立てては、この審議会ではしんどいなと思うので、この辺にも十分表現していただいているとは思ふのですけれども、トータルの質・財源はやはり維持していきたい。

それから、今働いている人達が十分目的意識をもって、公であろうと民であろうと、やはり福祉介護に関わる人として全うしていただきたいなというように思うので、経過的な取組とか民の方がそういったところで準備も必要だと思うんですね。その準備を意識付けるようなことも少しずつやっつけていかないと、全ての保育園さんが今、市が担っていることを全て手を挙げてもらって、はいどうぞ、というわけにもいかないでしょうし、そのためには、それぞれの保育園連盟さんの中でも議論されて、やはりこの地域ではこういったことの京都市の受け皿であつたりとか言及していくような力量とか研修とかしていかないとというようなことが、この審議会からの発信でやはり積み重なっていくようなことになっていただきたいなというようにすごく思っています。だからバランスよく配置というところは大事なのかなというふうに思いますし、そういう字句も付けられたらどうかなというふうに思いました。

【宮本会長】

ありがとうございました。

【委員】

全般的な問題として申し上げたいと思うんですが、一つは職員の処遇の問題であります。これはあまり格差の問題とか同じことばかりは私は申し上げませんが、この間京都市が臨時職員の広告を出されておりました。誰かそれを見て参りまして、時給1,000円だということなんですよね。私ども民間保育園で非常勤の職員で時給1,000円も出していたら、とても立ち行かないということは、これは火を見るより明らかでありまして、しかも職員の募集をかけると、京都市の場合、10倍以上になるわけでありまして、我々の場合、1倍も2倍も、倍率がとにかくかからない、とにかく来てくれればそれでホッと、応募があればホッとするというようなことで、人集めに非常に苦勞をしているわけ

であります。

しかしながら、私ども民間はこんな安い給料の中で京都市の保育の90%を我々が担っているんですよ。そして、その90%を担いながらも、私どもはやっぱりちゃんとした保育をやらなあかんということで、頑張ってきたわけでありまして。今、私ども民間保育園の職員は3,800人余りおります。

今までは私は格差の解消ということを書いて参りましたが、そればかりにこだわらなくて、やはり京都の保育を担っている歴代の京都市長さんが、京都の保育は質が高いんだと、いうことを過去において何代かの市長さんがおっしゃってこられました。私どももまさにそのとおりだと思って、誇りをもっているわけでありまして、これからは格差ということではなくして、京都のより良い保育を我々が担っているんだという誇りを持てるような職場にして欲しいというのが切実な願いであるわけでありまして。

そういった意味で、今後民間になられるかどうかはこれからの論議であると思うんですけども、やはり同じ土俵に立たせて欲しいということで、我々はあくまでも京都の保育の水準を落とさないようにしっかり頑張っていこうじゃないかと保育連盟でも何回も言っているわけでありまして、その辺を含めてこれからの市営保育所のあり方を考えていきたいと思っております。

【宮本会長】

ありがとうございました。関連して、あるいは他に御意見賜れば。

【委員】

16ページの「市営保育所の今後の配置のあり方」の中ほどにあります、「現在、市営保育所は、民間保育園、児童館、小・中学校、主任児童委員、また福祉事務所や保健センターなどと共に、行政区レベルの子育て支援のネットワークを構成しており…」と書いてありますが、先ほどの子育て拠点事業の議論がありましたですけれども、先だっても山科で福祉事務所のネットワークの事務局が、それぞれの施設に呼びかけて情報交換する会議がございました。年3回ほど実施されているんですけれども、特にできた当時は名前だけであり、同じ地域の子ども達のために取り組む事業として、何をして良いかわからなかったんですけれども、最近こういう情報交換を通じて、いろいろな情報や勉強をなさってこられてまして、私どもの施設においても、何か子育て支援事業を一緒に取り組もうという働きかけがございました。

先だっても、中・高・大学生と、私どもの乳幼児の子ども達との、赤ちゃんとの交流事業をした時にも主任児童委員さんに来ていただいて情報交換させていただいているんですけども、最近特に主任児童委員さんからの積極的なアプローチで、子育て支援に協力しようということがございまして、市営保育所が中心になって、働きかけてネットワークが構成されているように思います。

先だっの委員会ではそれぞれ行政区の取り組んでおられる様子をいろんな事例を発表されて、それぞれの施設においても参考にしていこうということで会議が終わったんですけども、そういう意味では、今後主任児童委員さんは積極的に個々の拠点事業を指定していただいてやれば、2人の職員を確保できて積極的にできるでしょうけども、今後におきましては、主任児童委員とのタイアップと言いますか、そういうことをしていくのは非常に良いんじゃないかなと思いましたが、そういう現場の現在の状況をお伝えさせていただきました。

【宮本会長】

ありがとうございました。御意見を賜りました。

【委員】

公立保育所は本当に人的資源が非常に豊かですので、その人的資源をフルに活用していただいて、人的資源だけでなく、物的にもそういう環境を活かし、子育て支援部門のようなものを作っていただいて、そこに人材を常に配置してフリー的な立場で動いていただける、そういった方を配置していただいて、それが公立保育所の一つの役割として、延長であるとか、夜間であるとか、休日であるとか、一時保育であるとか、あるいは在宅の子育て家庭への派遣型の一時的保育等を担っていただけるような、多様な保育サービスを果たしていただけたらすごく良いなというふうに思っています。

もちろん公立も民間もともに協働してなんですけれど、魅力ある保育システムをそういった形で整備していくことが、これからの一つの課題なのかな、公立のあり方を考える上で一つの考え方なのかなと思っています。

【宮本会長】

委員が言われた市営保育所・民間と連携しながらとは、どういったイメージでしょうか。

【委員】

公立の園にそういう部門を作っていただいて、そこに豊富な人材で発揮していただいて、非常の時にそういった方々にフルに動いていただけるような、そういう部署があればありがたいなと思いました。

【宮本会長】

ありがとうございました。緊急性の高いケースに対して、より即応できる市営保育所としてのあり方についての提案でありました。

【委員】

委員が今おっしゃった中に、子ども達が日本の文化・伝統を引き継げられるような、教えられる人材の方がいらっしゃると良いなと思うんです。そして、施設の中に、いろんな保健センターとか福祉事務所とか地域の中に交流の場を作って、これはちょっと展開が速すぎるかと思うんですけど、年配のおじいちゃん、おばあちゃん、高齢者の方と園児との触れ合いの場というものを頻繁に作っていただいて、子どもが高齢者に対する感覚を離れていかないようにしてはどうかと思います。

今だんだん、高齢者に対しての、年上の人に対する畏敬の念というものが無くなってきているような感じがするんです。ですから、そういうものがなくならないように、持続できるような、理解を深めていけるような交流の場を作れるような施設を展開していただきたいと思います。

【委員】

要求資料の方の就学前児童の状況について、各行政区から就学前児童数、市営保育所児童数、民間保育園児童数等書いてあるこの資料の中で、ちょっと事務局に質問なんですが、広域入所は現在実施されているのでしょうか。

【事務局】

京都市以外のお子様が入っているケースというのは、実施しておりませんので入っておりません。京都市のお子様が他の自治体に入られるケースは左京区の久多の方ではございますけれど、それ以外はいわゆる広域入所というかたちはとっておりません。

【事務局】

補足させていただきますと、このデータにはないんですけども、今年度私どもは広域入所について取組を始めるということを、今年度予算の際に申し上げているところでございまして、特に南部の方の隣接都市とはお話を進めているところでございます。2つ今現在話をしている状況でございます。まだ直ちに入所にまでは至っていませんけれども、協議を進めております。

【委員】

17ページの「3 民間保育園への移管を実施する場合に求めることについて」ということでございますけれども、保護者会の方々の民間保育園に対する否定的な評価は、民間移管に対する不安を象徴しているものではないかということで、民間移管にあたっては、その不安というものに対してどうあたるのかということが一つポイントになると述べさせていただきました。

ただ、不安解消をしていただくことが大事なのではなくて、市営保育所の保育の質の継続について、市が責任をもってその保障にあたるのがとても重要で、その仕組み作りが

必要なように思います。ここで述べていただいている「民間保育園への移管を実施する場合は、入所する児童への影響を何より考慮するとともに、」①「その保護者等の意見をできる限り尊重する必要がある。」②「また、周辺の民間保育園への年度途中の入所や障害のある児童の受入れなどに関する影響にも配慮すべきである。」③「移管に至るまでの日程、移管先の選定方法及び移管先への保育内容の引継ぎなどを盛り込んだ基準を明確にし、広く市民に対して事前に公表する」べきである。そして「説明会を十分に行うべきである」。

これらは、民間移管を進める上でのプロセスの要件であって、不安というのは本当に今の質を行政が責任を持って保障してくれるのかということですから、選考後も責任をもってここに継続して関わるという体制が結果責任として求められているのではないかと思います。

ですからその部分を明確にさせていただきたいと思って、民間保育園への移管を実施する場合には、何よりもまず市営保育所の保育の質の継続を京都市として責任をもって保障する仕組み作りを約束したり、必要であるというふうに一文入れていただきたいと思います。

【宮本会長】

ありがとうございました。

では、まだ御意見もあろうかと思いますが、時間が参っております。いただいた御意見を集約し、さらに原案を詰めていく、それを次回提出させていただくというように進めさせていただきます。ありがとうございました。

前回の分科会で委員の方から御提出のございました京都市職員労働組合への追加質問に対します回答の方が、京都市職員労働組合から提出されております。もう一点報告事項なんですけれども、京都市市営保育所保護者会連絡会から要望書の方が提出されております。これらの資料につきまして、本日席上配布とさせていただいておりますが、これにつきまして事務局の方から御説明よろしくお願ひします。

【事務局】

まず1点目でございます。「京都市社会福祉審議会「福祉施策のあり方検討専門分科会」委員 奥山茂彦様」と書かれました資料を御覧ください。

この資料は、前回の分科会におきまして、委員の方から御提出のございました「京都市職員労働組合への追加質問」に対します回答でございます。これにつきましては、提出いただき次第、委員の皆様へ送付させていただく旨、前回の分科会の場で御了承いただいていたところでございますが、本日、京都市職員労働組合の方から事務局へ提出がございましたので、席上配付とさせていただいております。

続きまして、2点目でございます。「京都市営保育所保護者会連絡会」発足の趣旨と、審議会への要望」と書かれた資料の方を御覧ください。

この資料につきましては、平成23年10月20日に、京都市営保育所保護者会連絡会

の方から、事務局を通じまして分科会長並びに各委員の皆様宛てに御提出の方がございましたので、あわせて、本日お配りをさせていただいております。

なお、京都市営保育所保護者会連絡会でございますが、この10月に、20箇所の市営保育所の保護者会が集まり、会として発足されたものでございます。

【宮本会長】

ありがとうございました。時間的にも制約されていますので、以上2点の御報告につきまして、御質問・御意見等ございましたらお願いします。

【委員】

実は、今日突然いただいたので、私もこれを踏まえた上での質問が、論議ができなかったわけでありますが、もし許されるならば、次回で冒頭にでも発言させていただければありがたいと思います。

【宮本会長】

これは、委員が質問された組合からの回答書についてということですね。わかりました。

【委員】

私は、保育所保護者会連絡会の要望書について、少し意見を言わせていただきます。

先ほども申し上げたんですけども、事務局が案を出しているけれども論議は委員会で行うべきなんだというのは当然のことだと思いますし、この御要望もよくよく見ますと分科会長とそれから各委員宛に出されているので、京都市が返事をするべきではないのかなと思いますけれども、やはりこれまでの論議の中で出されている内容について、この会として保育所保護者会の皆さんに返事をしていくというか、役割が求められているのかなと思うんです。

京都市当局ではなくて、審議会の事務局として参加していただいているので、ここところは会長とそれから事務局にお任せすることになるんですけども、少なくとも要望に触れられている御疑問や意見に対して答えていく必要はあるのではないかなと思います。

思い返しますと、前回の会議の時に、会長の方から京都市の保育所保護者会については代表する組織がないので、あえて意見を聞かなかったんだという説明があったと思うんですけども、遅れてではありますけども、こういう形で組織ができたのですから、そこはしっかり御意見をお聞きし、意見の交換をした上で、最終結論に持っていくべきではないかなと思います。

【宮本会長】

ありがとうございます。これにつきまして、他の委員の方々、いかがでしょうか。

【委員】

反論するわけでもないですけども、例えば他の団体から委員に対して要望とか出た場合、その都度答えていくという必要はないと思います。意見としては、委員として受け賜わって、この検討委員会で検討し議論し、最終的にまとめていったら良いことですので、個々に答えていく必要はないとは思いますが。

【宮本会長】

事務局、いかがでしょうか。

【事務局】

先ほど委員が冒頭おっしゃいましたけど、これはあくまで委員の皆様にとということですので、その取扱いは皆様方でお決めになられるのがふさわしかろうと思いますけれども、一般的に申し上げて、それぞれ出た質問に対して皆様方が会を通じて全て返さなくてはいけないというものではございませんので、これは念のために申し上げておきたいと思いません。

【委員】

先ほどの意見に反論するわけではないんですけども、一般的に団体から御意見があつてというようなことでおっしゃられたんですけども、今回出ています御意見は、この案の中でも触れられているように、最も大切にしなければならない現に利用している市民を代表しておっしゃっている意見ですから、そこは特別の重要性というか、尊重しなければいけないのではないかと私は思います。

【宮本会長】

ありがとうございます。

【委員】

この審議会で議論してなかったですけど、経営の母体の安定性とかということとか、それから、いわゆるスケールメリットとか僕らの業界ではよく言うんですね。というのは、さっきお話したように、地域包括支援センターのような地域を担当する相談部門について委託を受けたとしても、その法人さんのスケールによって、例えば配置している看護師、保健師職員がおめでたになったということで、すぐにそれだけの能力の専門職が、自法人ですぐに内部異動ができる法人さんもあれば、それに随分苦労されている法人さんもあるということで、今さっき私が感想みたいに言ったように、保健センターの、行政にいる保健師さんに協力して欲しいというラブコールとか出ているんですよということを御紹介し

たんです。

ここでは議論していないんですけど、民間の社会福祉法人さんであろうと宗教法人さんであろうと、私達の業界とは違って、民間にはたくさんの保育園があるわけなんです。その中に経営実態とか、それからさっき言われている職員処遇の問題とかで、こっだけ民間では給与を出せないというような議論もされましたけれど、やはりそんな中に、保護者側であったりとか預ける側であったりしたら、やはり保育士さんが安定供給と言ったらおかしいんですけども、ちゃんといつもいてくれているとか、できたら経験の豊かな人がいて欲しいとかというのが、我々としたら思うことなんです。

それが、民間は安い給与だと言われてはいますがそれでも、私がさっき反応したのは、高齢分野ではなかなか苦勞しているんですよ。行政にいる安定した雇用実態のある人達が我々のところにちょっと手伝いに来てもらえないかなとか、それは私達を助けて欲しいのではなくて、私達の地域の高齢者とか必要とされている人達に空いてしまうので、それをいつでもできる能力のある保健師さんであったりとか、この議題であれば保育士さんであったりとかを活用できないか。

だからさっき先生が冒頭に言われた第三者評価とか私達市内の老人福祉施設協議会でも、評価機関だってやっています。そうしたら評価機関を選択できますので、我々の業界の方達はやはり困っていることを同じことで日常を苦勞してくれている仲間とか、いろんなどころに行ってくれている第三者委員とか評価委員に来てもらおうという視点があるんですね。

ということは、民間の保育園さんでいろんな機関を使われると思うんですけども、場合によったら経験豊かな人達を調査員に持っている機関に来て欲しいというのは当然出てくる訳でございます。そこには専門職のノウハウを自法人に活かしていきたいとか、そういったことを考えると、いずれにしても今現状として、京都市の保育士さん達が、平均的な経験がある、言わば豊かな経験がある、これはプロセス評価の話であって処遇が高いから全ての職員がレベルが高いとか、経験が長いから全て良い訳ではないんですけども、私達は一定の処遇をされていて、経験豊かな職員さんは、ちゃんと使命感を持って担ってくれているだろうなと思っています。

けれども同じ思いを持っていながらも、委員がずっと言われていたように、民間の事業所では限られた財源でやっているのです、すごく困っているというのであれば、質の部分が今大事であるというのであれば、その部分を今じゃなくても民間と京都市の専門職の保育士さん達と行政的な監査指導とかではなくて、地域の中で一緒に議論して共有していく、場合によっては連携して行ってマンパワーの部分を共に使うことが大事かと思えます。

実際私達なんかは専門職が欠けた後のサービスが急に落ちることをすごくリスクに感じているので、そういった部分も今回は入れなかったとしても、次に繋いでいくような、現にまだまだ若い京都市の保育士さんがたくさんいるので、その経験共有をみんなでしていくということも視野に入れた方が良いのかなと思います。

【宮本会長】

よろしいですか。

時間が参っております。保護者会連絡会様の配布資料を私確認させていただきましたが、最後の行に「各委員の皆さまに資料配布をしていただきますよう、よろしくお願いいたします」とあります。従いまして、私達委員としては、これを持ち帰らせてもらって確認し、参考にさせていただいて、というところで良いのではないのかなと思っております。

いずれにしても、議論の継続性・連続性ということが大事なことでありまして、前回の括りは、選択肢の一つについて、これを具体的に検討していきましょうとしていました。多くの委員の皆さんの方から意見をいただきました。それを受けての今日の議論であるということなんですね。この方針・方向で話し合いを続けていこうと思っております。どうぞよろしくお願いをいたします。

本日の委員会は以上でもって終了とさせていただきます。それでは、事務局の方に戻させていただきます。

【事務局】

本日は、長時間に渡りまして、熱心な御議論をいただきまして、誠にありがとうございます。

次回の13回目の専門分科会でございますが、11月の中旬頃に開催を予定しております。また日程等が決まりましたら、改めて御案内を申し上げますので、御出席の程よろしくお願い申し上げます。

以上で、平成23年度第6回目の福祉施策のあり方検討専門分科会を終了させていただきます。誠にありがとうございました。

—閉会—